

お客さま各位

キャッシュカードでのATM振込のご利用制限について

平素より**はたしん**をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、ご高齢の方をターゲットに役場の職員等を騙り“還付金を受けることができる”などと言葉巧みにキャッシュコーナーへ誘導し、お客さまの預金を振込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺による被害は増加の一途をたどっている状況です。

はたしんでは、こうした被害を何とか水際で食い止めることを目的として、以下のとおり一定のお客さまを対象にキャッシュカードでのATM振込の利用を制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇ATM振込利用制限の対象となるお客さまと制限の内容

①対象となるお客さま

満70歳以上のお客さまで、過去1年間キャッシュカードでATMを利用したお振込みをされていないお客さま

②お取引の制限の内容

キャッシュカードによるATMでのお振込限度額を「0円」とします。
(キャッシュカードによるATMでのお振込ができなくなります。)

なお、お引出し・ご入金はこれまでどおり、お取り引きできます。

◇対応開始日

平成29年9月20日(水)より

※対象となるお客さまがキャッシュカードによるATMでのお振込取引をご希望される場合には、お手数料をおかけしますが平日の営業時間中に当金庫の窓口にお申し出ください。

その際には、ご本人さまを確認できる書類(運転免許証、保険証等)とお届出印をお持ちのうえご来店ください。

ご不明な点がございましたら、お近くのはたしんの窓口へお問い合わせください。

